

(施設掲示用)

令和2年(2020年)5月22日

保護者様

子育て給付課

新型コロナウイルス感染症にかかる育児休業復帰関係の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い保育所等への入所にかかる取り扱いを変更していましたが、今般の状況を鑑みまして、改めて以下の通り変更いたします。

<変更のあるもの>

- 1 4月・5月・6月入所内定者の育児休業期間に係る取り扱いについて  
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月・5月・6月入所内定している育児休業者の復帰時期については、7月31日(金)までとします。ただし、入所内定月から入所扱いとなり、当初の保育時間で対応します。  
この運用は5・6月中の復職を妨げるものではありません。  
なお、復職証明の提出は8月31日(月)を提出期限とします。
- 2 4月・5月・6月入所内定者の求職活動に係る事由証明書の取り扱いについて  
4月・5月・6月入所内定している求職活動者の事由証明書(内定)提出期限を8月25日(火)とします。
- 3 保育料と給食費の軽減について  
新型コロナウイルス感染症の感染予防のための家庭保育の協力期間が6月30日までですので、7月分以降は感染予防のための家庭保育の協力による日割り軽減を行いません。

<変更のないもの>

- 4 コロナウイルス等で内定辞退をしている場合の取り扱い  
令和2年7月選考に係る、減点などの取り扱いをしないこととします。
- 5 登園自粛により長期欠席した場合について  
通常、在園児童が長期欠席(おおむね2か月)した場合、施設を退所していただきますが、令和2年3月2日以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭での保育に協力するため登園自粛している場合は、長期欠席しても退所の対象には該当しません。

今後の感染拡大状況により、取り扱いを延長する可能性があります。今回の変更内容を再度延長するかどうかは6月下旬に判断します。

【問い合わせ】

こども未来部 子育て給付課 入園入所係

電話 06-6858-2252・2253